

*この案内は審査結果通知書を受け取るまで大切に保管してください。

就学援助費申請にあたっての留意事項

(令和6年度用)

1 申請書の提出について

教育委員会で指定された提出期限を厳守してください。

提出期限までに用意できない書類がある場合は、申請は期限内にさせていただき、不足書類のみを後日提出してください。

提出が遅れると「認定」であっても支給対象外や減額となる費目もありますので、十分ご注意ください。

黒ボールペンで太線内をきれいに記入してください。(鉛筆・消えるボールペンは不可)

2 就学援助費（給食費・医療費を除く）の振込について

(1) 申請者(=保護者)口座を指定する方

申請書に記入した振込先の通帳の写し(金融機関名・支店名・名義人カナ・口座番号が記載されている面、表紙を1枚開いたページ等)を貼り付けてください。

(2) 学校長口座へ委任される方

委任状は学校で配布しています。

3 医療費について（「子ども医療費助成制度」の利用について）

学校の健康診断の結果、『トラコーマ、結膜炎、白癬(はくせん)、疥癬(かいせん)、膿痂疹(のうかしん)、中耳炎、アデノイド、慢性副鼻腔炎、う歯(虫歯)、寄生虫病』を治療するよう手紙をもらった方は、「子ども医療費助成制度」の受給券の利用及び支払った医療費の償還請求は行わず、健康保険を使用して医療費(自己負担分)を全額支払い、領収書を保管しておいてください。

就学援助の審査終了後、認定となった方は、電子申請による「医療券」で償還請求を行い、否認定となった方は「子ども医療費助成制度」の償還請求を行ってください。

※医療券と子ども医療費助成制度は併用できませんので御注意ください。

【問い合わせ先】 就学援助制度、審査について……教育委員会 学校財務課 (Tel.366-7460)

給食費について……教育委員会 学校財務課 学校給食担当室 (Tel.366-7463)

医療費について……教育委員会 学務課 学校保健担当室 (Tel.366-7459)

就学援助費申請から認定までの流れ

申請書を提出してから結果通知書を受け取るまで、2～3ヵ月程度かかります。

4月下旬 申請書の提出（保護者→教育委員会）



7月下旬 審査結果通知書の送付（教育委員会→保護者）



審査結果は「認定」「否認定」「審査不可」のいずれかが送付されます。



認定……就学援助費を支給します。



否認定……就学援助を受けられません。



審査不可……所得額が不明のため審査が保留の状態です。



市区町村が交付する所得に関する証明書を提出してください。



(令和6年1月1日時点の住民登録地で交付しています)



7月下旬 学用品費・新入学用品費の支給（教育委員会→認定者）

書類再提出（審査不可者→教育委員会）

| | | | | | |
|-----------------|----------------|---------------------|------|---|-----|
| ※担当課使用欄 | 認定区分 | 認定（ 年 月 日）・否認定・審査不可 | 初回審査 | ／ | 受付印 |
| | ①基準未滿 | 就学援助費申請書記入例 | 不可① | ／ | |
| | ②児童扶養手当 | | 不可② | ／ | |
| | ③生活保護停廃止 ⑦基準超過 | | 不可② | ／ | |
| ④生活福祉資金貸付 ⑧所得不明 | 不可② | | ／ | | |

年度 就学援助費申請書

※ 年中（1月～12月）の所得が未申告の方はすみやかに申告の手続きをしてください。（未申告の方は審査できません）
 ※黒ボールペン等で太線内をもれなく記入してください。（鉛筆及び消えるボールペンでの記入は不可）
 ※裏面の添付書類を確認し、該当する証明書（コピー可）を添付してください。

（あて先）松戸市教育委員会

次により就学援助費の支給を受けたいので申請します。なお、教育委員会が就学援助審査事務を行うにあたり、住民基本台帳、住民税課税台帳、児童扶養手当受給状況、生活保護受給状況から申請世帯に係る必要な情報を取得すること・在籍学校へ申請情報及び転出した場合は転出先へ受給状況を共有することに同意いたします。

フリガナ キョウイク ヤヨイ

申請者 (保護者) **⑤** 教育 弥生

居住状況 **③** 持家（親戚宅等に同居しているもの、住宅ローンを支払っているものなどを含みます。） 借家（賃貸借契約しているものに限り、また、後日契約書の写しを求めることもあります。）

住所 松戸市根本356番地 電話番号 047-366-7460

※学校長口座への振込を希望する場合は振込先を記入せず「委任状」を一緒に提出してください。

振込先 **④** 松教 銀行 松戸 支店 普通 口座 1 2 3 4 5 6 7 名義（児童・生徒名義の口座には振り込めません）
 信金 松戸 出張所 口座 カタカナで記入 キョウイク ヤヨイ
 農協

同じ人を記入してください

お子様が在籍している学校ごとに1枚の申請となります。
 （年 月 日現在の住民票の世帯員全員を記入してください）

在籍学校 **①** 松戸市立 北部小 学校

対象児童生徒（上記学校に在籍している児童生徒）

| No. | フリガナ氏名 | 続柄 | 生年月日(和暦) | 年齢 | 学年 | ※担当課使用欄 |
|-----------------|--------|-----|---------------------|----|----|-----------|
| 1 | 教育 皐月 | 長女 | 大 昭 平 令 23. 5. 6 | 11 | 6 | 同上 |
| 2 | 教育 勉 | 次男 | 大 昭 平 令 25. 6. 7 | 9 | 4 | |
| 3 | | | 大 昭 平 令 | | | |
| 4 | | | 大 昭 平 令 | | | |
| 5 | | | 大 昭 平 令 | | | |
| 家庭の状況（対象児童生徒以外） | | | | | | 勤務先または学校名 |
| 1 | 教育 学 | 世帯主 | 大 昭 平 令 50. 2. 3 | 47 | | (株) GKZM |
| 2 | 教育 弥生 | 妻 | 大 昭 平 令 54. 3. 4 | 44 | | 専業主婦 |
| 3 | 教育 進 | 長男 | 大 昭 平 令 22. 4. 5 | 12 | 1 | 第一中学校 |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |

② 住民票に記載の世帯全員を記入して下さい

【ある世帯の一例】

- ・父（学）母（弥生）子（進・皐月・勉）の5人家族。
 - ・子ども2人は北部小学校在籍で、1人は第一中学校在籍。
- ※在籍している学校につき1枚なので、この場合、皐月さんと勉さんは北部小学校でまとめて1枚、進さんは第一中学校分として1枚提出が必要となります。

① 1つの学校につき1枚申請書が必要です。

この例では、北部小学校に1枚提出します。

② 住民票に記載されている世帯員全員を記入してください。

③ どちらか当てはまるほうにレ点を入れてください。

「持家」…下記「借家」以外全て

「借家」…賃貸借契約をし、家賃を支払っているもの

④ 就学援助費の振込を希望する口座を記入してください。

- ・申請者（保護者）口座に振り込みを希望する場合

希望する口座を正しく記入し、通帳の金融機関名、支店名、口座番号、名義人等が記載されているページ（表紙を1枚開いたページ等）のコピーを貼付してください。（児童・生徒名義の口座、申請者以外の保護者の口座には振り込めません）

- ・学校長口座に振り込みを希望する場合

この欄には何も記入せず、委任状を提出してください。

⑤ 申請者同意欄に記入（自署）してください。

この例では、④で振込先に弥生さんの口座を指定しているので、申請者は弥生さんになります。

委任状を提出する場合は、委任状に記された保護者が申請者になります。

⑥ 下記要件に該当する添付書類がある場合は、左上をホッチキス等で留めて提出してください。

| 申請理由 | | 添付書類 |
|------|--|--|
| 1 | 令和5年4月以降に生活保護が停止又は廃止となった | 生活保護証明書のコピーを添付 ※受給期間・受給者・保護の種類が分かるように複写してください。 |
| 2 | 児童扶養手当をうけている ※特別児童扶養手当・児童手当ではありません。 | 児童扶養手当証書のコピーを添付 ※有効期限が今年度内のものに限ります。 ※有効期限・受給者が分かるように広げて複写してください。 |
| 3 | 現在、生活福祉資金の貸し付けをうけている | 生活福祉資金貸付決定通知書のコピーを添付 ※通知書発行日が今年度内のものに限ります。 |
| 4 | 収入が少なく、経済的に困っている | 《令和6年1月1日現在、松戸市に住民登録のある方》 添付書類なし ※税未申告者は審査できません。収入がない方も申告をしてください（被扶養者を除く）。年度途中で世帯構成が変わった場合は住民税証明書の提出を求められることがあります。 |
| | | 《令和6年1月2日以降に松戸市に転入した方》 同一世帯で20歳以上の方全員の所得証明書又は課税証明書を添付 ※これらの証明書は転入前の市区町村で6月以降に発行されますので、4月に申請する方は先に申請書だけ提出してください。 |
| 5 | その他児童生徒が就学困難となる特別な事情がある（離婚、失業、病気、災害、事故等） ※住宅・車のローンなど、債務の返済は考慮できません。 | その理由の証明書類を添付 ※ご不明な点がございましたら学校財務課にご相談ください。 |

※後日資料を追加提出する際には、書類の余白または裏面にお子さんの氏名・生年月日・学校名・学年を必ず記入してください。（例 児童扶養手当申請中で後日児童扶養手当証書が届いた場合など）

申請に必要な添付書類について ※通帳のコピーは全員添付が必要です※

①令和6年1月1日の住民登録地が松戸市の方



添付書類は原則不要です

ただし、令和5年分の所得を申告していない方は審査ができませんので、税務署または松戸市市民税課で申告を済ませておいてください(被扶養者を除く)。昨年一年間所得がなかった方も、所得がない旨の住民税の申告手続きをしてください。

※申告期間外や修正申告があった場合や離婚等で所得が確認できなかった場合は、松戸市に住民登録があった方でも証明書の提出を求められることがありますので予めご了承ください。

※個別の事案については、市民税課(Tel.366-7322)にお問い合わせください。

②令和6年1月1日の住民登録地が松戸市外の方



所得に関する証明書が必要です

令和6年1月1日に住民登録していた市区町村から「所得証明書又は課税証明書」を取り寄せ、通知書に記載された期限までに提出してください。

※証明書の名称は市区町村により異なります。令和5年中(1月～12月)の所得額が記載されている証明書の交付を受けてください(コピー可)。源泉徴収票ではお受けできません。

最後に…

□通帳の写しをつけ忘れていませんか？

※申請者(保護者)口座へ振込を希望する場合のみ。

学校長口座に振込を希望する場合は不要です。

□ごきょうだいの方の申請を忘れていませんか？

□教育委員会へ提出しようとしているのは「申請書」ですか？

※学校へ「申込用紙」を、教育委員会へ「申請書」を提出してください。